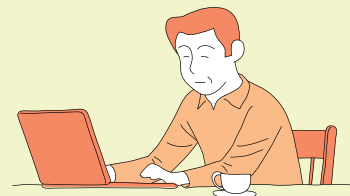


国などが行っている支援制度



※各種制度にはさまざまな条件がありますので、詳しくは各担当部署へご確認ください。

地域型住宅グリーン化事業

国土交通省に採択されたグループに所属する中小住宅生産者が当該共通ルール等に基づく木造住宅・建築物の建設を行う場合、その費用の一部を予算の範囲内において補助



● 問い合わせ先 ●

地域型住宅グリーン化事業評価事務局
TEL. 03-3560-2886

● ホームページ ●

<http://chiiki-grn.jp/>

住宅に係る減税制度

住宅取得のほか、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修等の工事を行う際に所得税の控除や、固定資産税を減額など



住宅の取得に利用可能な税制特例

- ・住宅ローン減税【所得税、個人住民税】
- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置【贈与税】
- ・住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置【登録免許税】
- ・不動産取得税に係る特例措置【不動産取得税】
- ・新築住宅に係る税額の減額措置【固定資産税】
- ・認定長期優良住宅に関する特例措置【所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、個人住民税】
- ・認定低炭素住宅に関する特例措置【所得税、登録免許税】
- ・買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置【登録免許税、不動産取得税】

住宅のリフォームに利用可能な税制特例

- ・住宅ローン減税【所得税、個人住民税】
- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置【贈与税】
- ・耐震改修に関する特例措置【所得税、固定資産税】
- ・省エネ改修に関する特例措置【所得税、固定資産税】
- ・バリアフリー改修に関する特例措置【所得税、固定資産税】
- ・長期優良住宅化リフォームに関する特例措置【所得税、固定資産税】
- ・同居対応改修に関する特例措置【所得税】

※そのほか住宅の譲渡に利用可能な税制特例もあります

● 問い合わせ先 ●

【国税（所得税など）】お住まいを管轄する税務署
【道税（不動産取得税）】道税事務所
【市税（個人住民税、固定資産税）】お住まいを管轄する市税事務所

● ホームページ ●

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html

長期優良住宅化リフォーム推進事業

性能向上のためのリフォーム及び適切なメンテナンスによる住宅ストックの長寿命化を図る優良な取り組みに対し、事業の実施に要する費用の一部を補助



● 問い合わせ先 ●

長期優良化リフォーム推進事業評価室事務局
TEL. 03-5805-0522

● ホームページ ●

http://www.kenken.go.jp/chouki_r/

その他の補助制度など

このほかにも、平成30年度に国で計画している事業があります。国のホームページなどでご確認ください。

事業名	概要
すまい給付金	消費税率引上げによる負担を軽減するため現金を給付
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（年間での一次エネルギー消費量が概ねゼロになる住宅）（以下、ZEH）を新築、購入、もしくはZEHに改修する費用の一部を補助
サステナブル建築物等先導事業	先導的な技術に係る建築構造等の整備費、効果の検証等に要する費用の一部を補助
賃貸住宅における省CO2促進モデル事業	低炭素型賃貸住宅を新築又は改修し、広く一般に環境性能を表示し周知を図る事業に対し、低炭素化に寄与する設備等の導入費用の一部を補助
燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金	一般家庭等がエネファームを導入する場合に、一定額を補助